



全社協・地域福祉部 News File No.38

令和2年8月31日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部／全国ボランティア活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

被災地支援・災害VC

- 内閣府「災害ボランティアセンターに係る費用について」(令和2年8月28日)

未来の豊かな“つながり”アクション

- 足利市社協発【今、大切な人に「ありがとう」を伝える】プロジェクト
(栃木県・足利市社会福祉協議会)
- 緊急小口資金貸付から見えた課題に対して～「フードドライブ」「よどがわスマイル写真コンテスト」～
(大阪府・大阪市淀川区社会福祉協議会)
- 未来の豊かな“つながり”的なための全国アクション ロゴマーク使用ガイド

全社協からのお知らせ

- 「子ども食堂等への政府備蓄米の無償交付に係る交付要領改正について」(令和2年8月27日)
- 全社協政策委員会「社会福祉施設・事業所従事者への新型コロナウイルスワクチン優先接種等にかかる緊急要望」(令和2年8月27日)

新型コロナウィルス関連

- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」(令和2年8月28日)
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第15報）」(令和2年8月27日)

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「第13回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」(令和2年8月27日)
- 国土交通省「居住支援法人指定一覧」(令和2年8月3日)

情報提供・ご案内

- 国土交通省「令和2年度 克雪体制支援調査スタートアップ交流会」のご案内(令和2年9月3日)
- 保健福祉広報協会「オンラインイベント「福祉機器 Web2020」開催」のお知らせ(令和2年9月3日)
- 全国経営協「社会福祉 HERO'S TOKYO 2020 オンライン説明会」のお知らせ

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部
市区町村社会福祉協議会

«配信元»

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL : 03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

被災地支援・災害VC

内閣府「災害ボランティアセンターに係る費用について」(令和2年8月28日)

令和2年8月28日、内閣府は、近年、頻発化・激甚化する災害への対応に必要不可欠なボランティアの調整（受入・活動調整等）を後押しすることで、公助による救助の円滑化・効率化を図るため、救助とボランティア活動の調整に必要な人員の確保について、災害救助法の国庫負担の対象とすることとしました（令和2年7月豪雨以降の災害に適用）。

これは、[全国の社会福祉協議会の皆様の災害ボランティアセンターの設置・運営費の公費負担に関する要望活動等の結果により実現したもの](#)です。詳細については、今後、内閣府と詰めてお知らせします。

災害ボランティアセンターに係る費用について

近年、頻発化・激甚化する災害への対応に必要不可欠なボランティアの調整（受入・活動調整等）を後押しすることで、公助による救助の円滑化・効率化を図る。

＜背景・課題＞

- 災害ボランティア活動やそれを調整する災害ボランティアセンターの運営は、被災者を支援する共助の取組として行われている。
- 一方、近年わが国で災害が頻発化・激甚化する中、ボランティア活動は益々活発化しており、広域から多数駆け付けるボランティアの調整の負担は増大している。
- 公助の災害救助活動である避難所運営や障害物除去などの救助を円滑かつ効果的に行うためには、公助の救助事務として、共助のボランティア活動との調整を実施することが必要となってきた。

↓

公助による救助の円滑化・効率化を図るため、救助とボランティア活動の調整に必要な人員の確保について、災害救助法の国庫負担の対象とする。

＜概要＞

- 対象事務：災害ボランティアセンターで行う救助とボランティア活動の調整事務
 - 対象経費：調整事務を行う人員を確保するための以下の経費
 - 人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿泊直を含む）及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金）
 - 旅費（災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）
- ※ 令和2年7月豪雨以降の災害に適用

なお、全社協政策委員会（地域福祉推進委員会、都道府県・指定都市社協がそれぞれ構成団体）では、令和2年7月13日、武田良太内閣府特命担当大臣（防災）宛に提出した「『令和2年7月豪雨』における災害福祉支援活動を進めるための緊急要望」の中で、「災害ボランティアセンターの設置・運営費に対する公費負担の実現」を要望してきました。

内閣府 災害ボランティアセンターに係る費用について

http://www.bousai.go.jp/pdf/0828_volunteer.pdf

政府インターネットテレビ 武田大臣記者会見（令和2年8月28日）

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg21121.html>

全社協 政策委員会 「令和2年7月豪雨」における災害福祉支援活動を進めるための緊急要望

<http://zseisaku.net/data/te020713.pdf>

未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
- ◎ また、隨時、ホームページに掲載する事例も募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご応募ください。

足利市社協発【今、大切な人に「ありがとう」を伝える】プロジェクト

(栃木県・足利市社会福祉協議会)

新型コロナウイルス感染症拡大が進む中で、**足利市社会福祉協議会**地域福祉課が中心となり、何かできないかと話し合い、最前線で働くたくさんの人をはじめ、それぞれの大好きな人に「ありがとう」を伝えるメッセージ動画を地域住民から募集し発信するプロジェクトをはじめました。今一度「自分にできること」を皆さんと考え、感謝の気持ちが広がり、困難な状況をみんなで乗り切ることを目標に実施しています。「大切な人へのありがとうメッセージ」をテーマにした画像や動画を募集し、お寄せいただいたメッセージを編集後、ホームページ、足利市社協インスタグラムなどで公開しています。

このプロジェクトには、高齢者施設の職員や利用者、保育園の子どもたちなど、これまで200人が参加して、医療従事者や家族、身近な周りの人たちにメッセージを発信しています。地元のケーブルテレビでもこのプロジェクトを取り上げていただき、メッセージを贈る側や贈られる側双方で喜びの言葉をうかがいました。人との接触の機会を減らす方法での福祉活動として、市内に関わらず多くの方から反響があり、動画が送られています。今回のプロジェクトは期間を決めて実施していますが、期間終了後も継続して地域の皆さんのが交流できるSNSとして継続することも考えています。



未来の豊かなつながりアクション 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例
<https://tunagari-action.jp/case/>

緊急小口資金貸付から見えた課題に対して～「フードドライブ」「よどがわスマイル写真コンテスト」～

(大阪府・大阪市淀川区社会福祉協議会)

大阪市淀川区社会福祉協議会では、令和2年3月25日より、緊急小口資金貸付及び総合支援資金貸付の申請窓口業務を行う中、困窮世帯への緊急支援の必要性を感じ、心身両面からの支援について2つの取り組みを行うことになりました。

1つ目は、「えがおをふやそう。～もったいないありがとうに～」を合言葉にした「フードドライブ」の活動です。常温で保存できる食料（インスタント食品・缶詰・お米・レトルト食品など）及び賞味期限が記載されているもの（賞味期限3ヶ月以上）、未開封のもの・包装の破れなど破損がないものを一般家庭や企業から寄贈を受け、食料支援を必要としている個人や団体に届けます。

2つ目は、「よどがわスマイル写真コンテスト」です。新型コロナ感染症により、日本全体が元気を失っている中で「コロナに負けない！」を合言葉に写真を見た人が思わず笑顔になる作品、元気になる作品を募集しています。令和2年8月下旬以降にホームページやfacebookなどで入賞作品を公開させていただくとともに、淀川区社会福祉協議会のボランティア室等に今年度展示します。

【応募条件】

- 区内在住、または在勤の方
- プロ、アマは問いません
- スマートフォンやデジタルカメラ等で撮影したデジタル作品
(1作品5MB以内のJPEGデータ)
- 著作権や商標権、肖像権を侵害しない未発表作品を一人1作品まで。

「フードドライブ」の活動は、区内企業2社、介護事業者1社、生協、スーパー、個人の方などから賛同いただいている。寄贈を受けた方からは「こういう制度があることを知らなかった」「助かりました」「生活保護受給を考えたが、やめました」「子供が喜びます」等、後日お礼に来られた方もあり、食糧支援を行うことで、自立支援の幅を広げるきっかけになりました。

写真コンテストには10数名応募（令和2年7月27日現在）があり、明るい話題を提供することにより、自粛等の漠然とした不安感を解消して生活への活力を取り戻すことにつながればと思います。

未来の豊かなつながりアクション 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例
<https://tunagari-action.jp/case/>

■ 未来の豊かな“つながり”ための全国アクション ロゴマーク使用ガイド

つながり全国アクションやあなたの活動を紹介するために、ウェブサイトや名刺などにつながり全国アクションのロゴマークを利用することができます。

ロゴマークをみんなで活用してつながり全国アクションを広げましょう！

未来の豊かな“つながり”ための全国アクションのロゴマーク使用ガイドは、下記のとおりとします。

未来の豊かな“つながり”ための全国アクション ロゴマーク使用ガイド

1. 使用目的

ロゴマークは、アクションの認知度向上やコロナ禍における助け合い活動の機運、活動に取り組む団体等の連携を育む目的として使用するものとします。

2. 使用手続き

アクションの主唱団体、賛同団体は手続きなく使用できます。

主唱団体、賛同団体以外の団体でロゴマークを広報活動（団体のホームページや広報紙、メールニュース、SNSへの掲載等）に使用したい場合は、アクションホームページ内のお問い合わせフォームでその旨をお知らせください。

申請内容を確認したうえで、事務局よりロゴマークデータをメールにてお送りします。

3. 使用料

ロゴマークの使用は無償とします。

4. 使用上の遵守事項

ロゴマークを使用する者は、下記を遵守してください。

- 1) ロゴの印象を損ねるような目立つ要素をロゴの近くに配置することはできるかぎり避ける。
- 2) ロゴマークのサイズは自由に変更して利用することができますが、縦横比・色・書体を変える、変形させる、要素を分解する、一部のみを利用するなど、加工して使用しない。

5. 使用範囲

ロゴマークの使用目的又は使用方法が次のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用することができません。

- 1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- 2) 特定の政治、思想、宗教、営利活動、募金等の活動のために利用する場合
- 3) その他主唱団体が不適当であると認める場合

附則

この規定は令和2年8月1日から施行します。



未来の豊かなつながりアクション 未来の豊かな“つながり”ための全国アクション ロゴマーク使用ガイド
<https://tunagari-action.jp/logo-usage-guide/>

全社協からのお知らせ

「子ども食堂等への政府備蓄米の無償交付に係る交付要領改正について」(令和 2 年 8 月 27 日)

『全社協地域福祉部 NewsFile No.29』(令和 2 年 6 月 8 日) でもお伝えしたとおり、令和 2 年 5 月 26 日、農林水産省は、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、子ども食堂等における児童等への食事提供の役割が再認識されたとして、食育の一環との位置づけで、子ども食堂等に対して政府備蓄米を無償交付することを発表しました。

その後、実施方法について、全社協と農林水産省が協議を行った結果、令和 2 年 8 月 27 日、農林水産省は交付要領を改正しました。

主な内容は以下のとおりです。

- ① 申請は、農林水産省に子ども食堂等から直接申請する
- ② 政府備蓄米の保管倉庫での引渡しに加え、子ども食堂等の意向により、保管倉庫から子ども食堂等に運送することを可能とする（国が費用を負担）
- ③ 交付は玄米のほか、精米での提供も可能
- ④ 新型コロナウイルス感染症への対策として、子ども食堂等における食事の提供から弁当の配布に変更した場合で、かつ食育の推進という目的に合致する取組を行いつつ弁当を配布する場合を含む

農林水産省 学校給食用等政府備蓄米交付について

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html>

全社協政策委員会「社会福祉施設・事業所従事者への新型コロナワクチン優先接種等にかかる緊急要望」(令和2年8月27日)

全社協政策委員会(地域福祉推進委員会、都道府県・指定都市社協がそれぞれ構成団体)では、令和2年8月27日、「社会福祉施設・事業所従事者への新型コロナワクチン優先接種等にかかる緊急要望」を加藤勝信厚生労働大臣宛に提出しました。

今回の要望書では、①すべての社会福祉施設・事業所の従事者を新型コロナワクチンの優先接種の対象にすること、②社会福祉施設・事業所の関係者全員が優先的にPCR検査を受けられるように徹底することを要望しました。

社会福祉施設・事業所従事者への新型コロナワクチン優先接種等にかかる緊急要望 (令和2年8月27日)

新型コロナウイルスの感染拡大は終息する見込みが立たず、「新しい生活様式」の下での社会活動を進めていく事態になっています。この間、社会福祉施設・事業所での感染も広がっており、8月中旬までに報道された施設数だけでも約600施設において陽性者が発生しており、そのうち利用者・従業員含め5人以上の感染者が発生した施設が200を超えていきます。

現下、新型コロナウイルスの感染拡大が収まる気配がないなかにあっても、社会福祉施設・事業所は高齢者や障害者、児童など支援が必要な人びとの生活を支えるために、感染予防を強化しながら福祉サービスを継続しています。

利用者がより安心してサービスを受け、従事者がより安心してサービスを提供し続けることができるよう、以下の事項を緊急要望いたします。

記

1. すべての社会福祉施設・事業所の従事者を、新型コロナワクチンの優先接種の対象としてください

社会福祉施設・事業所は、高齢者や障害者、児童など、抵抗力が弱く、万一、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクのある人びとを対象に福祉サービスを提供しています。医療従事者と同様、新型コロナワクチンの接種について、社会福祉施設・事業所の従事者も優先接種対象者に位置づけてください。

2. 社会福祉施設・事業所の関係者全員が優先的にPCR検査を受けられるように徹底してください

利用者や職員等の施設関係者に優先的にPCR検査を実施し、その費用を公費で負担するとともに、新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、すみやかに医療機関や保健所との連携のもと、適切な医療支援が図られる体制を確保してください。

なお、今回の要望内容は、令和2年8月28日に新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」に一定反映されました。

新型コロナウイルス関連

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（令和2年8月28日）

令和2年8月28日、新型コロナウイルス感染症対策本部は、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を決定しました。

これによると、今後の取組として、今後の季節性インフルエンザの流行期も見据え、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患のある者への感染防止を徹底するとともに、医療資源を重症者に重点化する方向性が示されました。

加えて、季節性インフルエンザの流行期には、発熱等の症状を訴える者が大幅に増え、検査や医療の需要が急増することが見込まれることから、更なる検査体制、医療提供体制の確保・拡充に取り組んでいくこととされました。

その上で、具体的な方策としては、「検査体制の抜本的な拡充」として、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域では、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に一斉・定期的な検査の実施を都道府県等に対して要請することが盛り込まれました。

新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組 (令和2年8月28日／新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

※ 全社協地域福祉部整理

2. 検査体制の抜本的な拡充

〈略〉

- 感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査の実施を都道府県等に対して要請する。

また、地域における感染状況を踏まえ、感染拡大を防止する必要がある場合には、現に感染が発生した店舗、施設等に限らず、地域の関係者を幅広く検査することが可能であることを明確化し、都道府県等に対して、積極的な検査の実施を要請する。

- 感染拡大や重症化を防止する観点から、一定の高齢者や基礎疾患有する者について、市区町村において本人の希望により検査を行う場合に国が支援する仕組みを設ける。

なお、全社協政策委員会（地域福祉推進委員会、都道府県・指定都市社協がそれぞれ構成団体）では、令和2年8月27日、加藤勝信厚生労働大臣宛に提出した「社会福祉施設・事業所従事者への新型コロナワクチン優先接種等にかかる緊急要望」の中で、①すべての社会福祉施設・事業所の従事者を新型コロナワクチンの優先接種の対象にすること、②社会福祉施設・事業所の関係者全員が優先的にPCR検査を受けられるように徹底することを要望しており、今回の要望内容が一定反映されました。

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00034.html

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第15報）」（令和2年8月27日）

令和2年8月27日、厚生労働省は、新型コロナウイルスの特例を示した事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第15報）」を発出しました。

今回の事務連絡では、「居宅介護支援」（平成30年の社協実施率：64.7%（※））の特定事業所集中減算について、新型コロナウイルス感染症に係る影響により、やむを得ず一時に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合は減算を適用しないことが示されました。

（※）『社会福祉協議会活動実態調査等報告書 2018』より

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第15報）」（令和2年8月27日）

問1 居宅介護支援の特定事業所集中減算の取扱いは、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）の別添2（10）③において、被災地において、ケアプラン上のサービスを位置付ける上で、訪問介護事業所の閉鎖などにより、やむを得ず一時に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合、減算を適用しない取扱いが可能である旨が示されているが、今般の新型コロナウイルス感染症に係る影響により、例えば、ケアプラン上に位置付けられた介護サービス事業所によるサービス内容が休止又は変更されたり、当該事業所の利用に対して利用者からの懸念があること等により、利用者のサービス変更を行う必要があつたりすることで、やむを得ず一時に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合についても減算を適用しない取扱いが可能か。

（答）

可能である。

なお、上記の例示によらず、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、柔軟に取り扱うこととして差し支えない。

【参考】居宅介護支援の特定事業所集中減算

- 訪問介護等において特定の事業所を位置付ける割合が80%を超える場合、1月につき200単位を所定単位数から減算する。

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第15報）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000664128.pdf>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601694.pdf>

制度・施策等の動向

厚生労働省「第13回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」(令和2年8月27日)

令和2年8月27日、「第13回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」が開催され、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて5回にわたって実施された関係団体へのヒアリングを踏まえ、報酬改定に向けたサービス横断的な主な論点が示されました。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた主な論点（令和2年8月27日）

※ 全社協地域福祉部整理

① 障害者の重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行・地域生活の支援等

【想定される検討事項】

- 共同生活援助における重度化・高齢化に対応していくための方策
- 地域生活支援拠点等における機能の充実を図るための方策
- 自立生活援助の整備を促進するための方策

② 効果的な就労支援や障害児者のきめ細やかなニーズを踏まえた対応

【想定される検討事項】

- 就労移行支援及び就労継続支援における効果的な支援を評価するための方策
- 就労定着支援の整備を促進するための方策
- 利用者のニーズに応じた短期入所を確保するための方策や緊急時の受入促進につながる方策

③ 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

【想定される検討事項】

- 医療的ケアに関する判定スコアによる評価方法
- 障害児通所支援のサービス内容や質に応じた評価方法
- 障害児入所施設の在り方に関する検討会の報告を踏まえた見直し

④ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

【想定される検討事項】

- 地域における居住支援の充実を図るための方策
- 精神障害者の地域生活への移行や地域生活を送るための支援方策

⑤ 災害や感染症の発生時も含めた支援の継続を見据えた対応

【想定される検討事項】

- 専門家との連携による日頃からの体制整備等
- 新型コロナウイルス感染症に係るオンライン等を活用した在宅での支援の取扱い等を踏まえたサービス支援の評価のあり方共同生活援助における重度化・高齢化に対応していくための方策

⑥ 制度の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

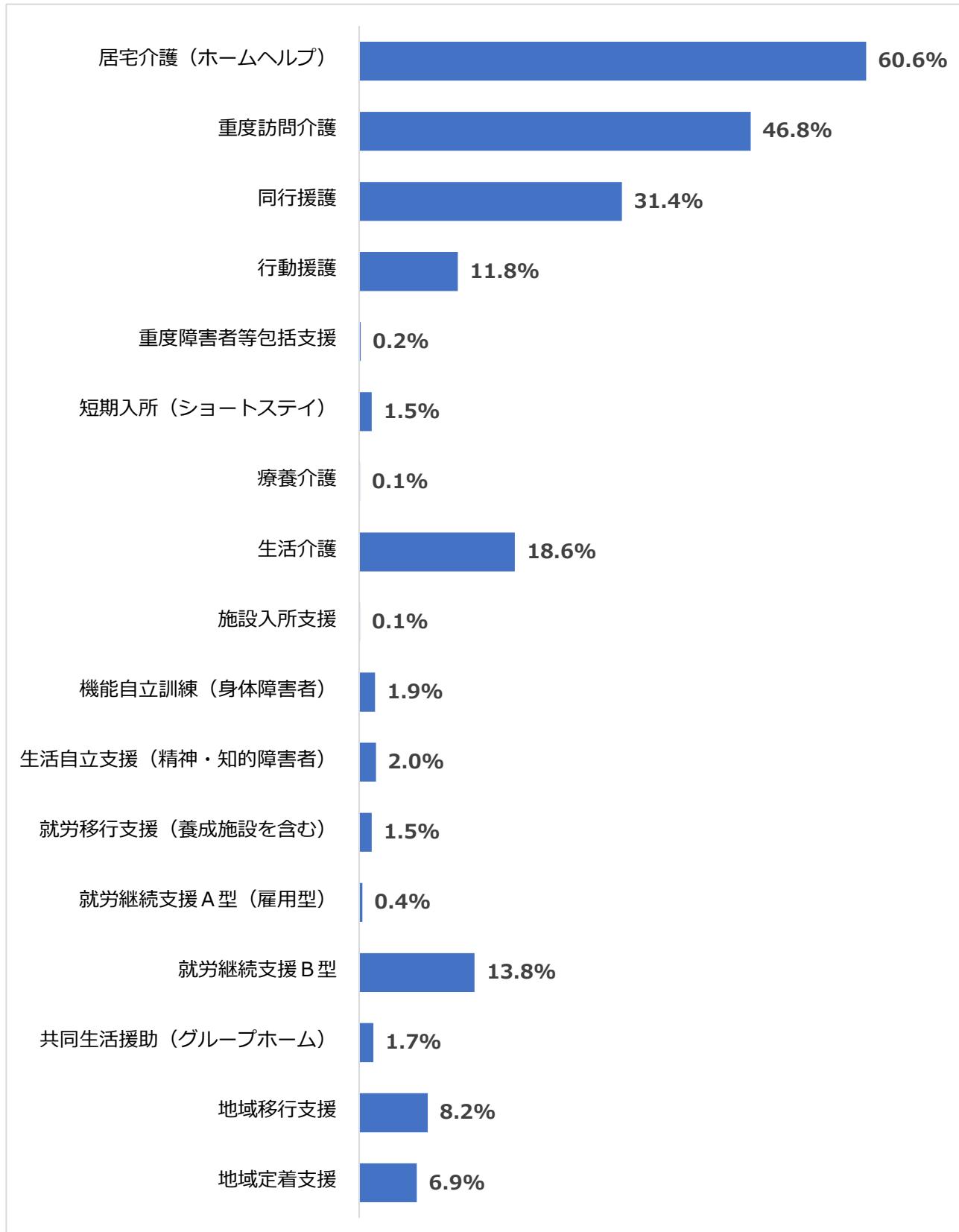
【想定される検討事項】

- サービスの内容や質に応じた評価を行うための報酬体系等の見直し
- 障害福祉サービス等の現場の業務効率化を図るためのICTの活用等の推進方策
- 経過措置の取扱いに関する検討

厚生労働省 第13回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13205.html

【参考】平成 30 年社協における障害者総合支援法による障害福祉サービスの実施率
(N=1,512 社協)



(出所)『社会福祉協議会活動実態調査等報告書 2018』

国土交通省「居住支援法人指定一覧」(令和2年8月3日)

令和2年8月3日、国土交通省は、居住支援法人指定一覧を更新しました。

居住支援法人とは、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するものです。

生活困窮者自立支援においても、**社協**をはじめ社会福祉法人が居住支援法人の指定を受けて、入居後の生活支援を行うことなど、住まいを確保しやすい環境を整備する役割を発揮することが期待されています。

令和2年8月3日時点で、以下の9社協が居住支援法人の指定を受けています。

居住支援法人指定一覧（令和2年8月3日）

※ 全社協地域福祉部整理

	都道府県	社協名
①	北海道	本別町社会福祉協議会
②	青森県	青森県社会福祉協議会
③	長野県	長野県社会福祉協議会
④	愛知県	名古屋市社会福祉協議会
⑤	三重県	伊賀市社会福祉協議会
⑥	大阪府	岸和田市社会福祉協議会
⑦	香川県	香川県社会福祉協議会
⑧	福岡県	福岡市社会福祉協議会
⑨	熊本県	熊本市社会福祉協議会

国土交通省 居住支援法人一覧（令和2年8月3日時点）

<https://www.mlit.go.jp/common/001357794.pdf>

国土交通省 住宅確保要配慮者居住支援法人について

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000026.html

【参考】NORMA 社協情報バックナンバー（居住支援法人の実践事例）

社協活動最前線

「居住支援法人としてこれまでのとりくみの強化・発展をめざす」

（大阪府・岸和田市社協）

- 岸和田市社協では、日常生活自立支援事業などの相談支援を行うなかで、住居のない人や、住まいを失う恐れがある人への居住支援に取り組んできた。平成29年12月には、社協としては全国で初めて居住支援法人の指定を受け、取り組みの強化を図るとともに、市の居住支援協議会の立ち上げに向けて、行政や関係者・関係機関のネットワークに基づく支援の仕組みづくりを進めている。



(No.318)

※ NORMA 社協情報のバックナンバーは、ホームページ「地域福祉・ボランティア情報ネットワーク」（<https://www.zcwvc.net/>）からダウンロードすることができます。

情報提供・ご案内

国土交通省「令和2年度 克雪体制支援調査スタートアップ交流会」のご案内（令和2年9月3日）

国土交通省では、地域の除排雪体制整備に係る取組を支援する「雪処理の担い手の確保・育成のための克雪体制支援調査」（克雪体制支援調査）において、モデルとなる取組を公募し、7団体の取組が採択されました。

そこで、採択された7団体が今年度行動計画を発表し、有識者よりアドバイスをいただきながら克雪体制に関わる情報をシェアし、それぞれの活動を高め合う場としての「克雪体制支援調査スタートアップ交流会」を開催します。

今年度、社協では、[沼田市社会福祉協議会（群馬県）](#)の取組が採択されています。

令和2年度 克雪体制支援調査スタートアップ交流会

【日 時】令和2年9月3日（木）13：30～17：00

【開催方式】WEB会議方式

【活動団体】（一社）日本スポーツ雪かき連盟（北海道）、青森市（青森県）、滝沢市（岩手県）

（特非）まちづくりいいで（山形県）、[（社福）沼田市社会福祉協議会（群馬県）](#)

鬼無里地区住民自治協議会（長野県）、赤名自治振興協議会（島根県）

【傍聴申込】

傍聴希望の方は、9月1日（火）17:00までに、下記宛先までメールにてご登録ください。

傍聴者には事前に傍聴用Webアドレスを送付します。

※ アクセス数に限りがあるため、希望者多数の場合は先着順とさせていただきます。

【登録方法】

件名：スタートアップ交流会傍聴希望

本文：氏名、電話番号、勤務先、傍聴用Webアドレスの送付先となる電子メールアドレス

宛先：株式会社 日本能率協会総合研究所 担当：柳田・岸田

TEL：03-3578-7571 FAX：03-3432-1837

E-mail：syaken_01@jmar.co.jp

国土交通省

https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku04_hh_000137.html

【参考】「令和元年雪処理の担い手の確保・育成のための克雪体制支援調査」の社協の取組内容

「負担を軽減して誰もが参加できる全地区除雪体制整備を目指す」（青森県・南部町社協）

- 高齢者等の要援護者を支える除雪体制を整備している地区を段階的に増やしていくことを目指し、資器材等を支給して活動を促進。
- 除雪活動従事者を「除雪を行う人」だけではなく、「地域課題解決のための貴重なボランティアの一員」としてとらえ、除雪に限らず、町全体が一丸となって地域づくりに取り組むための活動として展開。

「既存の支援体制を強化するため除雪ボランティア活動を企画」（山形県・上山市社協）

- 増加する除雪ニーズへの対応と人材確保を目的に、地区内の除雪体制の実態を把握し、市内中学校・高校等の協力も得て、新たな担い手となる除雪ボランティアの確保に取り組む。
- 地区会（会長・民生委員）と一緒に支援対象者宅の実態調査を行い、安全かつ効率的に除雪作業を行うための現場確認を行う。

「地域共助除雪体制検証会議で広域ボランティアの受入を整備」（山形県・真室川町社協）

- 除雪ボランティアを即戦力として活用できるスキームの作成と安全対策の充実をねらいとして、共助除雪団体、町ボランティアセンター会員、社協、行政からなる「地域共助除雪体制検証会議」を開催。
- 宮町一地区の除雪支援隊において、広域ボランティア受入までの準備段階について実証を行い、他地域の受入時のマニュアルを作成。

「深刻な担い手不足の解消と除雪作業の安全確保に取り組む」（広島県・安芸太田町社協）

- 県内の豪雪地帯地域を抱える市町の社会福祉協議会と連携し、県域をあげて雪かきボランティアの確保・定着を模索。
- 町内の新たな担い手確保に向けて、マツダ株式会社、ひろしまNPOセンター、安田女子大学、陸上自衛隊第13旅団など、多様な関わり方を見出し、担い手不足の解消に向けた関係づくりを行う。

国土交通省 令和元年度「安心安全な克雪体制づくり取組事例集（令和2年3月）」

<https://www.mlit.go.jp/common/001341273.pdf>

保健福祉広報協会「オンラインイベント「福祉機器 Web2020」開催」のお知らせ

全社協と保健福祉広報協会は、主催する国際福祉機器展 H.C.R. 2020（本年4月末開催中止決定）の代替として、オンラインイベント「福祉機器 Web2020」（以下、本イベント）を、H.C.R. Web サイト上にて開催します。

本イベントは、①H.C.R. 2016～2020 の出展社のうち、協力を得られた300社超の企業・団体（以下、出展社）の、最新の福祉機器情報や関連情報、②有識者などからの福祉機器や、福祉・介護に関する最新レポート、③H.C.R.併催イベント「国際シンポジウム」「H.C.R.セミナー」「特別企画」を代替するウェビナー（Webセミナー）、の3つで構成します。

ウェビナーでは、遠隔で可能な生活支援テクノロジーや福祉機器の選び方・使い方に関するミニ講座など、さまざまな福祉関連情報を凝縮した内容を企画中です。テーマ、講師、事前登録方法などの詳細情報は、引き続き順次お届けしてまいります。

オンラインイベント「福祉機器 Web2020」開催

【会期】令和2年10月21日（水）～令和2年末（予定）

※出展社・製品情報は会期後も閲覧可能

【公開場所】H.C.R. Web サイト（保健福祉広報協会運営）

<https://www.hcr.or.jp/>

【出展社】H.C.R. 2016～2020 の出展社のうち、協力を得られた企業・団体
約300社

【展示対象】移動機器・移動補助製品、福祉車両・関連機器、ベッド用品、入浴用品、トイレ・おむつ用品、衣類・着脱衣補助用品、コミュニケーション・見守り機器、建築・住宅設備、リハビリ・介護予防機器、義肢・装具、日常生活支援用品、介護等食品・調理器具、福祉施設環境設備・用品、感染症等予防用品、在宅・施設サービス経営情報システム、出版・福祉機器情報（予定を含む）

【閲覧方法】どなたでも閲覧・参加可能（無料）。

国際福祉機器展 オンラインイベント「福祉機器 Web2020」を開催します！

<https://www.hcr.or.jp/information/news/188051>

全国経営協「社会福祉 HERO'S TOKYO 2020 オンライン説明会」のお知らせ

社会福祉の仕事は、クリエイティブで面白い！

そんな思いを胸に、社会福祉の現場で様々な挑戦を実践している若手スタッフの声を、まだ社会福祉に触れたことのない人たちに伝えるイベント、それが「社会福祉 HERO'S TOKYO 2020」。

全国社会福祉法人経営者協議会では、「社会福祉 HERO'S TOKYO 2020」の趣旨やプレゼンター選定までの流れなどを伝えるとともに、昨年開催した「社会福祉 HERO'S TOKYO 2019」に登壇した7名のヒーローがイベントのプレゼンターとして登壇することの魅力やメリットについて語る「オンライン説明会」を開催します。

全国経営協「社会福祉 HERO'S TOKYO 2020 オンライン説明会」

【日 時】令和2年9月3日（木）15：00～16：30（90分）

【開催方法】zoom（オンライン会議システム）

【内 容】

① 「社会福祉 HERO'S」について

ひとりひとりが社会福祉 HERO'S 編集長 山田英治氏が今年度の審査とイベントについて説明します。

○ プrezenterの募集について

○ 開催方法、審査基準について

○ コンサルティングから撮影、イベント当日までのながれ など

② 昨年度プレゼンターによるトークセッション

昨年度のイベントに登壇した7名のヒーローたちが、各法人からオンライン参加！エンタリーから当日、そしてその後まで体験談を語っていただきます。

○ 参加の動機は？どのような審査があったの？

○ スピーチのコンサルってどういうことするの？

○ 登壇した結果は？人生は変わったか？

③ 質疑応答

○ 参加者からの質問等にヒーローたちが回答！

【申込方法】

下記「留意事項」をご確認のうえ、申込フォームより必要事項を入力してください。

〔申込フォーム〕 <https://forms.gle/7T38528wQMYh18QA9>

【留意事項】

○ 講座の録音、録画、撮影は固く禁止いたします。

○ オンライン説明会に参加できなかった方向けに、オンライン説明会の様子を録画し youtube において一定期間配信いたしますので、ご承知おきください。

○ 申込を完了された方にメールにて参加用 URL をお知らせいたします。

【申込締切】令和2年9月2日（水）13：00

【問合せ先】

社会福祉 HERO'S TOKYO 2020 事務局（全国社会福祉法人経営者協議会事務局）

TEL : 03-3581-7819 FAX : 03-3581-7928

E-mail : shafuku-heros@shakyo.or.jp

ひとりひとりが社会福祉 HERO'S 【☆オンライン説明会開催☆】社会福祉 HERO'S TOKYO 2020 プrezenter募集！

http://www.shafuku-heros.com/news/event2020_2/